



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ
代表者名 代表取締役社長 青井 浩
(コード番号 8252、東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 I R 部長 加藤 浩嗣
(TEL 03-3384-0101)

「丸井グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 6 日開催の取締役会において、「丸井グループ コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定の目的

当社は、中長期的な企業価値向上に向け、健全で透明性が高く、収益力のある効率的な経営を推進することを目的として、「丸井グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という)を制定いたしました。また、本ガイドラインは、2015年6月1日から上場規則として適用された「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重しております。

2. 構成

本ガイドラインは、当社におけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方、取組み方針を体系化したものであり、以下の項目で構成しております。

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 コーポレートガバナンスの体制
- 第 3 章 株主との関係
- 第 4 章 その他
- 別表 社外役員独立性基準

※詳細は添付資料をご覧ください。なお、本ガイドラインは、英訳版とあわせて、本日、当社ホームページに掲載を予定しております。

日本語版 <http://www.0101maruigroup.co.jp/ci/governance.html>

英訳版 http://www.0101maruigroup.co.jp/ci/governance_en.html

以 上

丸井グループ
コーポレートガバナンス・ガイドライン



— 目 次 —

第1章 総則

第1条	目的	[2-1、3-1(i)(ii)、4-1]
第2条	行動規範	[原則2、2-2①、2-3、2-3①、2-4]

第2章 コーポレートガバナンスの体制

第3条	組織体制	[4-10、4-10①]
第4条	取締役会の役割	[原則3、3-1、原則4、4-1、4-1①②③、5-2]
第5条	取締役会の構成	[4-6、4-8、4-11、4-11①、4-12]
第6条	取締役会の運営	[4-12①、4-13、4-13③]
第7条	取締役会の評価	[4-11、4-11③]
第8条	監査役会の役割	[3-2、3-2①、4-4、4-4①]
第9条	監査役会の構成	[4-11]
第10条	取締役、監査役、執行役員の報酬	[3-1(iii)、4-2、4-2①]
第11条	報酬委員会	[3-1(iii)、4-3、4-10、4-10①]
第12条	経営会議	
第13条	取締役	[4-4①、4-5、4-7、4-8①②、4-11②、4-12、4-13、4-13①②③]
第14条	監査役	[4-4、4-5、4-11②、4-13、4-13①②]
第15条	執行役員	[2-4]
第16条	取締役、監査役候補者の選定	[3-1(iv)(v)、4-3①、4-9、4-11、4-11①③]
第17条	トレーニングの方針	[4-14、4-14①②]
第18条	会計監査人	[3-2、3-2①②]
第19条	リスク管理体制	[4-3、4-3②]

第3章 株主との関係

第20条	株主の権利の確保	[原則1、1-1、1-1③]
第21条	株主との対話	[原則5、5-1、5-1①②③]
第22条	株主総会	[1-1①③、1-2、1-2②③④⑤、3-1②]
第23条	資本政策の基本方針	[1-3、1-6]
第24条	株主還元	[1-3]
第25条	政策保有株式	[1-4]
第26条	関連当事者間の取引	[1-7、4-3]

第4章 その他

第27条	情報開示	[1-2①、原則3、3-1①、4-3、5-2]
第28条	内部通報制度	[2-5、2-5①]
第29条	改廃	
(別表)	社外役員独立性基準	[4-9]

※ [] 内は対応するコーポレートガバナンス・コードの原則を表しています

丸井グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

第1条（目的）

[2-1、3-1(i)(ii)、4-1]

株式会社丸井グループ（以下「当社」という。）は、以下の経営理念に基づき、従業員一人ひとりの「お客さまのお役に立ちたい」という想いを支援し、人の成長が企業の成長につながる好循環を生み出すことにより、中長期的な企業価値の向上に取組む。そのために、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、健全で透明性が高く、収益力のある効率的な経営を推進することを目的として、本ガイドラインを定める。また、継続的に本ガイドラインの内容を精査し、進化させていくことでコーポレートガバナンスの充実に努めるものとする。

【経営理念】

お客さまのお役に立つために進化し続ける
人の成長＝企業の成長

第2条（行動規範）

[原則 2、2-2、2-2①、2-3、2-3①、2-4]

すべての役員及び従業員は、「マルイグループ行動規範」の実践を自らの重要な役割であると認識し、着実に遂行するとともに、グループ内に周知徹底する。また、行動規範の浸透・実践について、取締役会で適宜レビューを行う。

なお、行動規範の改廃については、取締役会で十分に議論した上で決定する。

【マルイグループ行動規範】

マルイグループは、お客さま、お取引先さま、株主の皆さん、従業員そして社会に貢献することを企業信条としています。また、健全で透明度の高い経営、倫理や法令と、その精神を順守した企業活動を推進していきます。

1. お客さま

「お客さまのお役に立つために進化し続ける」を理念として、安全・安心にご利用いただける環境のもと、お客さまと一緒に取組むことで、質の高い商品・サービスを提供し、ご期待にお応えします。

2. お取引先さま

お取引先さまとは、法令、ルールを尊重することはもとより、公正・透明・適正な取引関係を確立し、パートナーとして共存・共栄をはかります。

3. 株主さま

グループとして長期的かつ安定的な成長をめざし、企業価値の向上をはかります。また、株主さまはもとより広く社会とのコミュニケーションを行い、情報の適時、適正な開

示により、透明性の高い企業活動を進めます。

4. 従業員

「人の成長＝企業の成長」を理念として、従業員一人ひとりとチームとしての成長を促すとともに、安全で健康的な働きやすい職場環境と多様な価値観にもとづく活力ある組織風土を醸成します。

5. 法令順守

社会倫理、法令、社内規程を順守するとともに、その精神を重視した適正な企業活動を推進します。また、社内環境の整備をすすめ、順法精神の維持向上に努めます。

6. 環境問題・社会貢献

グループの本業を通じて、環境保全をめざした自主的な取組みや地域・社会への貢献活動を行います。

7. 反社会的勢力排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底します。

全ての役員及び従業員は、この規範の実践こそが自らの重要な役割であることを認識し、着実に遂行するとともに、グループ内に周知徹底していきます。

第2章 コーポレートガバナンスの体制

第3条（組織体制）

[4-10、4-10①]

当社は、監査役会設置会社を選択する。取締役会及び監査役会のほか、取締役及び執行役員の報酬の決定機関として報酬委員会を、業務執行レベルの最高意思決定機関として経営会議を設置する。また、経営の意思決定及び監督と業務執行を分離するとともに、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。

第4条（取締役会の役割）

[原則3、3-1、原則4、4-1、4-1①②③、5-2]

取締役会は、実効性の高いコーポレートガバナンスの実現を通じて、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行い、適切に権限を行使することで、持続的な企業価値向上をめざすものとする。

- ・ 取締役会は、法令、定款及び社内規程に基づく経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う。
- ・ 取締役会は、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、その概要を開示する。策定した経営戦略、経営計画については、毎年進捗状況等を確認・分析した上で、必要に応じて修正を行う。
- ・ 取締役会は、代表取締役社長等の後継者計画について、経営理念や経営戦略等を踏まえ、適切に監督を行う。

- ・ 取締役会は、法令、定款及び社内規程に基づく取締役会で決定すべき事項以外の業務執行について、その意思決定を経営会議及び執行役員に委任する。

第5条（取締役会の構成）

[4-6、4-8、4-11、4-11①、4-12]

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する。員数は定款の定めに従い、以下の観点から最も効果的・効率的に取締役会の機能が発揮できる適切な員数を維持する。

- ①経営の意思決定及び監督を行うために十分な多様性を確保できること
- ②取締役会において独立社外取締役を中心とした議論の活性化がはかれること

社外での豊富な経験や専門性を当社の経営に活かすとともに、取締役会の監督機能強化と経営の透明性向上をはかるため、原則として3分の1以上を独立社外取締役とする。

第6条（取締役会の運営）

[4-12①、4-13、4-13③]

- ・ 取締役会の付議議案数や審議時間、開催頻度については、十分な議論ができるよう、適切に設定する。
- ・ 取締役会において活発な議論を促進するため、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮し、原則として事前に付議議案の資料配付を行う。
- ・ 取締役会の年間スケジュールや予想される付議議案については、可能な範囲であらかじめ決定する。
- ・ 取締役会の事務局は経営企画部とし、関連部署と連携して、取締役及び監査役に対して必要な情報提供を行う。

第7条（取締役会の評価）

[4-11、4-11③]

取締役会の機能向上を目的に、原則として1年に1回、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

第8条（監査役会の役割）

[3-2、3-2①、4-4、4-4①]

監査役会は、経営陣から独立した組織として、取締役及び執行役員の職務執行、内部統制体制、会計等についての監査を行う。

- ・ 監査役会は、会計監査人を適切に評価するための基準を作成する。毎年1回、その基準に基づき、会計監査人の独立性、専門性について評価し、会計監査人の選解任等に関する株主総会への提出議案の内容を決定する。
- ・ 監査役会は、社外取締役が独立性を確保した上で円滑に情報収集できるよう、社外取締役との十分な連携をはかるものとする。
- ・ 監査役会は、財務部門、内部監査部門をはじめとした関連部署との連携を確保し、適正に監査するために必要かつ十分な情報収集を行う。

第9条（監査役会の構成）

[4-11]

監査役の員数は定款の定めに従い、うち半数以上を社外監査役とする。監査役のうち1名以上は財務・会計に関する専門性を有する者を選任する。

第10条（取締役、監査役、執行役員の報酬）

[3-1(ⅲ)、4-2、4-2①]

- 取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬委員会が決定する。また、執行役員の報酬についても、報酬委員会が決定する。
- 取締役の報酬は、経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価としてふさわしい水準を設定する。
- 取締役及び執行役員の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成する。報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させる。ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から定額報酬のみとする。
- 監査役の報酬は、定額報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定する。

第11条（報酬委員会）

[3-1(ⅲ)、4-3、4-10、4-10①]

報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度に関する審議プロセスの透明性と客觀性を高めることを目的として設置する。

- 報酬委員会は、委員3名以上で組織し、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成する。
- 報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任する。
- 報酬委員会は、個人ごとにグループ経営への責任度合いや中期経営計画の進捗度合い等を総合的に評価し、取締役及び執行役員の報酬を決定する。

第12条（経営会議）

業務執行の意思決定の迅速化をはかるため、経営会議を設置する。経営会議は、執行役員の中から取締役会が選任したメンバーで構成し、取締役会から委任を受けた範囲内において、業務執行に関する重要な意思決定を行う。

第13条（取締役）

[4-4①、4-5、4-7、4-8①②、4-11②、4-12、4-13、4-13①②③]

- 取締役は、その任期を1年とし、毎年、株主総会で選任される。
- 取締役は、受託者責任を認識し、取締役会メンバーとして重要な意思決定に参画するとともに、業務執行を監督する。
- 取締役は、取締役会において積極的に発言し、建設的な議論を行う。
- 取締役は、役割、職務を適切に果たすために、十分な情報収集を行うとともに、必要となる知識の習得、研鑽に努めるものとする。情報収集にあたっては、必要に応じて弁護士や会計士等の専門家に意見を求めるものとする。

- ・他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行う。なお、重要な兼職の状況は毎年開示するものとする。
- ・独立社外取締役は、自らの経験と知識を活かし、独立した立場から、経営の監督機能、経営への助言機能、利益相反の監督機能を果たすとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に反映させる。
- ・独立社外取締役がその役割を果たすために必要な情報は、経営企画部を窓口として、隨時提供する。
- ・経営の監督機能強化に向け、独立社外取締役と監査役で構成する会合を定期的に開催し、情報交換・課題共有をはかるものとする。

第14条（監査役）

[4-4、4-5、4-11②、4-13、4-13①②]

- ・監査役は、その任期を4年とし、株主総会で選任される。
- ・監査役は、受託者責任を認識した上で、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて客観的な立場から意見を述べるものとする。
- ・監査役は、役割、職務を適切に果たすために、十分な情報収集を行うとともに、必要となる知識の習得、研鑽に努めるものとする。情報収集にあたっては、必要に応じて弁護士や会計士等の専門家に意見を求めるものとする。
- ・監査役の要請に基づき、その職務を執行するために必要な知識・能力を有するスタッフを配置する。
- ・他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行う。なお、重要な兼職の状況は毎年開示するものとする。

第15条（執行役員）

[2-4]

- ・執行役員は、その任期を1年とし、取締役会で選任される。
- ・執行役員は、経営会議の構成メンバーとして重要な意思決定に参画するとともに、取締役会から委任された業務について、グループ全体最適の視点で業務執行を行う。
- ・執行役員は、役割、職務を適切に果たすために、十分な情報収集を行うとともに、必要となる知識の習得、研鑽に努めるものとする。情報収集にあたっては、必要に応じて弁護士や会計士等の専門家に意見を求めるものとする。
- ・執行役員は、専門知識や経験等のバックグラウンドの異なる者を選任し、経営層の多様性を推進する。

第16条（取締役・監査役候補者の選定）

[3-1(iv)(v)、4-3①、4-9、4-11、4-11①③]

取締役候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、取締役としての職務と責任を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる者を選定する。監査役候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、監査役としての職務と責任を全うし、公正な経営監視体制の確立に貢献できる者を選定する。なお、社外役員候補は、会社法上の要件に加え、当社の

「社外役員独立性基準」(別表)を充足する者を選定する。また、それぞれの候補者の選任理由については、株主総会の招集通知等で開示する。

社内取締役・社内監査役候補は、報酬委員会における個別評価や人事評価等を基に、取締役による推薦を受け、経営会議、取締役会で議論を経て決定する。社外取締役・社外監査役候補は、当社の取締役会に必要な知識・能力・経験を有する者を選定し、経営会議、取締役会で議論を経て決定する。なお、監査役候補は、監査役会の承認を必要とする。

第17条（トレーニングの方針）

[4-14、4-14①②]

取締役会は、取締役、監査役、執行役員がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供についての社内体制を整備する。

- ・ 取締役、監査役、執行役員が新たに就任する際は、法律や財務、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント等に関する研修を行う。
- ・ 社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際は、経営理念や企業文化、事業内容、財務、組織等、社内の情報について共有する機会を設ける。
- ・ 取締役、監査役、執行役員への就任後は、それぞれの責務や能力、経験等に合わせたトレーニング機会の提供・斡旋やその費用の支援を継続して行う。

第18条（会計監査人）

[3-2、3-2①②]

会計監査人は、開示情報の信頼性を担保するための重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負う。

- ・ 会計監査人は、当社からの独立性を確保しなければならない。
- ・ 会計監査人は専門性を維持し、会計監査を行うために必要な品質を確保しなければならない。
- ・ 取締役会及び監査役会は、会計監査人が適正な監査を行えるよう、会計監査人が監査役、社外取締役、内部監査部門と十分な連携ができる体制を整備する。また、必要に応じて代表取締役社長、CFO等から情報を得る機会を設ける。
- ・ 会計監査人が不正等を発見し当社に適切な対応を求めた場合や不備または問題点等を指摘した場合は、速やかに対応を行う。

第19条（リスク管理体制）

[4-3、4-3②]

取締役会は、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保、リスク管理等に関して、内部統制システムが有効に機能するよう体制の整備及び運用状況についての監督を行う。

取締役会は、経営上の高リスク分野を管理するために、広報IR委員会、内部統制委員会、環境・社会貢献推進委員会、個人情報保護推進委員会、安全管理委員会、インサイダー取引防止委員会の6委員会を設置し、スピーディな業務の改善と事故の未然防止をはかるとともに、各委員会の統括機能として代表取締役社長を議長とするコンプライアンス推進会議を設置する。

第3章 株主との関係

第20条（株主の権利の確保）

[原則 1、1-1、1-1③]

当社は、少数株主や外国人株主を含むすべての株主について、保有する株式数に応じて実質的に平等に扱われるとともに、株主総会における議決権行使をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応に努める。

第21条（株主との対話）

[原則 5、5-1、5-1①②③]

当社は、株主との建設的な対話を通じ、中長期的な企業価値向上をめざす。

- ・ 経営理念や経営戦略、業績等に対する理解を得るため、IR活動の充実に努める。
- ・ 対話全般については、代表取締役社長が統括し、適宜CFO、IR担当執行役員等と協議の上すすめるものとする。
- ・ 株主との個別面談については、IR部を窓口とし、株主の希望及び面談の目的等を踏まえて、合理的な範囲で適切に対応を行う。
- ・ 株主との建設的な対話を促進するため、IR部と関連部署は専門的見地に基づく意見交換や情報共有を定期的に行い、連携して対応を行う。
- ・ 株主との対話を通じて得た有用な意見・要望は、適宜取締役会等にフィードバックを行う。
- ・ 株主構造については定期的に調査を行い、その結果を踏まえ、株主に合わせた適切な方法により、コミュニケーションの充実をはかる。
- ・ 株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を遵守し、インサイダー情報を適切に管理する。

第22条（株主総会）

[1-1③、1-2、1-2②③④⑤、3-1②]

株主総会は、当社の最高意思決定機関であり、株主の意思が経営に最大限反映されるよう、十分な環境整備を行うものとする。

- ・ 株主総会関連の日程は、株主が適切に議決権を行使できるよう設定する。株主が、総会議案について十分な検討時間を確保できるよう、招集通知は、情報の適正性を確保した上で、原則として開催日の3週間前までに発送する。なお、発送前に電子的方法により公表するものとする。
- ・ すべての株主が適切に議決権を行使できるよう、招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームへの参加等により、株主の利便性を確保する。
- ・ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使を希望する場合に備え、信託銀行等とあらかじめ協議等を行う。
- ・ 株主総会の議決権行使において、相当数の反対票が投じられた議案については、原因の分析を行い、以後の対応の要否を取締役会で検討する。

第23条（資本政策の基本方針）

[1-3、1-6]

当社は、事業構造の変化に合わせた適切な資本政策を実施する。企業価値向上に向けて、基礎営業キャッシュ・フローは成長投資と株主還元にバランスよく配分する。重要な経営指標の一つとしてROEの目標値を設定するとともに、継続的な利益の向上と利益水準に合わせた適正な資本構成の実現をめざす。

なお、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合は、取締役会にてその必要性・合理性について十分に検討した上で、会社法、金融商品取引法ならびに東京証券取引所規則等に従って、株主等に十分な説明を行い、適法かつ適正に手続きをすすめる。

第24条（株主還元）

[1-3]

株主還元については、適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とする。配当については、連結配当性向30%以上を目安とし、業績動向や財務状況等を考慮しながら継続的な配当水準の向上に努める。なお、配当性向の基準については定期的に検証し適宜見直しを行う。また、自己株式の取得については、キャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案し、資本効率と株主利益の向上に向けて適切な時期に実施する。

第25条（政策保有株式）

[1-4]

- 当社は企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業及び取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しない。
- 株式を保有する場合においては必要最低限の株数とし、当社とのシナジーに加え、当該企業の成長性やリスク、配当などのリターン等からその保有意義を十分に検討し、取締役会または経営会議にて決定する。
- 政策保有株式の保有の合理性については定期的に検証を行い、主要株式については、毎年取締役会で確認を行うものとする。なお、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で売却をすすめる。
- 保有する株式の議決権行使にあたっては、議案内容を個別に検証した上で、賛否を決定する。

第26条（関連当事者間の取引）

[1-7、4-3]

関連当事者との取引にあたっては、企業価値及び株主共同の利益を害することのないよう、以下のとおり定める。

- 取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を得るとともに、取引終了後速やかに取締役会へ報告するものとする。
- その他の関連当事者との取引のうち、重要な取引については、その取引条件及びその決定方法の妥当性に関して取締役会で審議し決定する。

第4章 その他

第27条（情報開示）

[1-2①、原則3、3-1①、4-3、5-2]

当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現に向け、法令及び関連規則等を遵守し、適時適切に情報開示を行う。

- ・ 情報開示担当部署は、経営企画部、IR部、総務部、財務部とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーが当社への理解を深めるために有益な情報については、財務情報・非財務情報にかかわらず、積極的に開示を行う。
- ・ 開示にあたっては、株主をはじめとするステークホルダーがアクセスしやすい方法で行う。

第28条（内部通報制度）

[2-5、2-5①]

当社は、組織的または個人的な法令違反行為や不正行為等の抑制と是正をはかることを目的に、マリイグループホットライン（内部通報制度）を設置する。

マリイグループホットラインは、社内規程に基づいて運用することとし、通報窓口をグループ内及び社外の弁護士事務所に設ける。当社は、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

第29条（改廃）

本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。

(附則) 本ガイドラインは、平成27年11月6日より施行する。

以上

(別表)

【社外役員独立性基準】

[4 - 9]

株式会社丸井グループ（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客觀性と透明性を確保するために、当社における社外役員（社外取締役及び社外監査役をいい、その候補者を含む）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目を全て満たす場合、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

1. 現に当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）ではなく、かつ就任前10年以内に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社グループを主要な取引先としている者（注2）、またはその業務執行者でないこと。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）、またはその業務執行者でないこと。
4. 当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者でないこと。
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者でないこと。
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社グループから多額の金銭その他の財産（注4）による寄付を受けている者でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
8. 当社の会計監査人でないこと。なお、会計監査人が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
9. 過去5年間において、上記2～8までに該当していた者でないこと。
10. 近親者（注5）が上記の2から8までのいずれか（6号及び8号を除き、重要な業務執行者（注6）に限る）に該当する者でないこと。
11. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者でないこと。

（注釈）

注1：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、会社以外の法人・団体の理事、その他これらに類する役職の者および会社を含む法人・団体の使用人等をいう。

注2：「当社を主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・当社に対して商品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう、以下同様とする）であって、直前事業年度における当社への当該取引先グループの取引額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの連結売上高または総収入金額の2%を超える者。
- ・当社が負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社の当該取引先グループへの負債総額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注3：「当社の主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・当社が商品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社の当該取引先グループへの取引額が1,000万円以上でかつ当社の連結売上高の2%を超える者。
- ・当社に対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社への当該取引先グループの負債総額が1,000万円以上でかつ当社の当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- ・当社が借り入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう）であって、直前事業年度末における当社の当該金融機関グループからの借入金総額が当社の当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注4：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。

注5：「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注6：「重要な業務執行者」とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

注7：「社外役員の相互就任関係」とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。